

提出内容

受付番号： 185001345000015587
提出日時： 2024年2月12日12時15分

案件番号： 185001345
案件名： 「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見募集の実施について
所管省庁・部局名等： 文化庁著作権課 電話：03-5253-4111(内線4824)
意見・情報受付開始日時： 2024年1月23日14時0分
意見・情報受付締切日時： 2024年2月12日23時59分

郵便番号： -
住所：
氏名： 一般社団法人 情報科学技術協会 著作権委員会
連絡先電話番号： 03-6222-8506
連絡先メールアドレス： infosta@infosta.or.jp

提出意見：

1. はじめに

情報科学技術協会は、情報の生産・管理・利用に関する理論と技術についての調査・研究開発・普及啓発・訓練指導を行う目的の一般社団法人で、それらの研究や実務にあたる者が中心の組織です。情報とは言え、構成メンバー等から主に情報科学含めた科学/技術/工学/数学/医学分野の学術情報が中心である事は否めません。学術情報の円滑な流通を主として目指してきています。著作物の生産者、利用者、権利者、情報提供の仲介者、その他、広範に参加している事から、特に複製権や権利制限に係わる利害相反についての調整役的立場も維持してきています。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

AIが取り込む著作物を含むデータは、従来の権利制限で認められている著作権法30条の4に含まれる行為として著作権者には積極的な協力をお願いしたい。

著作物を含むデータの取り込みは、個々の著作物の内容を「享受」することが目的ではなく、素材を収集することに他ならない。

3. 生成AIの技術的な背景について

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

生成された画像および文書について、既存著作物との類似性やそのままの再現にならないような技術的仕様を開発業者にはお願いしたい。

また、開発事業者はAI生成物と既存著作物との関係を生成された画像および文書でしっかり明示させる仕様とすることが必要と考える。また、生成されたコン

提出内容

テンツには、作成日やAIのバージョンの表示が必要と考える。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

AI技術の劇的な進歩と著作権保護のバランスを見つけるために、国際的な枠組み内で顕著な懸念として、AI生成コンテンツの著作権帰属の不明瞭さ、生成プロセスの不透明性、クリエイターへの不十分なインセンティブの提供、パブリックドメイン資料の不適切な利用、学習データ選定時の著作権侵害リスクが挙げられる。これらの問題に対応するため、著作権帰属を明確にするガイドラインの策定、生成プロセスの透明化、クリエイターへの公正な対応、パブリックドメイン資源の利用に関する明確なガイドラインの策定、学習データの著作権遵守を厳格にする措置が必要である。これらを実施するには、AI技術開発者並びに利用者、クリエイター、法律専門家、政府機関、および国際組織間の協力とコミュニケーションが不可欠であり、技術の進歩に伴う新たな課題に迅速に対応できるよう、定期的な見直しと更新が求められる。これらの取り組みを通じて、権利者保護の在り方を踏まえつつ、AI技術のもたらす革新を積極的に支援し、持続可能な共存を期待する。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

上記2.(1)と同じ

(2) 生成・利用段階

生成AI技術の利活用によって、市民（研究者、産業人等含む）は、既存の知識や見解に基づいて、新たなアイデアや知見を、すばやく入手し、それを各自の行為や思考の参考にすることができるようになる。これは、生成AIの大きな恩恵であり、利点であると考ええる。

著作権法第47条5の3号に、「前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの」との記述がある。この記述は、まさに、上記のような考えのもとに、生成AIのメリットを示すものと考えられ、依拠性などを必要以上に勘案することにより、こうした点を減殺したり、過度に制限することで生成AIの生成・利用を委縮させたりすることは、市民経済や社会にとって損失をもたらしかねないと考ええる。

(3) 生成物の著作物性について

基本的には、誰を著作者として誰が著作権を持つかを定める権利は製作者にあるが、特別な決め事がない限りは、生成AIによる生成物は創作されたものではなく、著作権がないと判断するのが妥当。ただし、生成物を利用して別の著作物を作成した場合は、その利用者が著作権を持つことになり、利用したAI生成物が他の著作権者の権利を侵害している場合は、その利用者による権利侵害と判断できる。そのため、AI生成物が権利侵害していないかどうかを判断する機能は非常に重要であると考ええる。